

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成20年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び条項」を削る。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、処分通知等（当該処分通知等に係る事項について第三者に対して証明等をする必要のないものに限る。）を受ける者が次条第1号に掲げる方式による表示をした場合においては、当該表示に使用した電子情報処理組織であつて、当該処分通知等を行った市の機関等を確認するための措置を講じたものとして市長が指定するものを使用して当該処分通知等を行うことをもって、同項に規定する措置とすることができる。

第12条の表3の項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。